

退職一時金にかかる所得税・住民税の計算

POINT

- ①退職一時金は、退職所得として課税され、②、③のような優遇措置が設けられています。
- ②勤続年数が長いほど、所得税・住民税の負担は軽くなります。
- ③他の所得の大小に関係なく、退職所得にかかる税額が決まります。

1 退職所得

退職所得は、退職手当・一時恩給その他の退職により一時に受ける給与およびこれらの性質を有する給与にかかる所得として、所得税・住民税の課税の対象です。

一方、死亡による退職を原因として相続人に支給された死亡退職金は、相続税の課税対象です。

ただし、死亡後3年を超えてから支給が確定した死亡退職金は、相続税ではなく、その死亡退職金を受取った人の一時所得として所得税・住民税が課税されます。

2 退職所得の金額

退職金の金額(源泉徴収前)から、勤続年数に基づいて算定した退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1が退職所得の金額となり、退職所得の金額に所得税の累進税率を乗じて、所得税を計算します。

ただし、勤続年数が5年以下である役員等(以下②において「特定役員等」といいます)のその勤続年数に対応する退職一時金については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額の全てが退職所得の金額となります(上述の2分の1課税は適用されません)。なお、「特定役員等」とは法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち一定のもの他、国会議員、地方議会議員、国家公務員および地方公務員をいいます。

また、短期退職手当等に係る退職所得について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合には、その超える部分については2分の1課税の適用はありません(300万円までの金額については従前通りの取扱いです。)

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数(勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます。)に対応する退職手当等として支払を受けるもので、上記の特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

①一般退職手当等（下記②③以外）の場合

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額 (源泉徴収前)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

②特定役員等退職手当等の場合

$$\text{退職所得の金額} = \text{収入金額 (源泉徴収前)} - \text{退職所得控除額}$$

③短期退職手当等の場合

(イ)収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額 (源泉徴収前)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(ロ)収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円

$$\text{退職所得の金額} = 150\text{万円} + (\text{収入金額 (源泉徴収前)} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}))$$

3 退職所得控除額

退職所得控除額は、退職一時金の支払を受ける人がその退職一時金の支払者のもとに勤務した勤続年数（1年未満の端数は切上げ）に基づいて計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年を超える場合	800万円 + 70万円×（勤続年数 - 20年）

障害者になったことが直接の原因で退職した場合には、上記で計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額になります。

4 所得税と住民税

①所得税

退職所得は、他の所得（給与所得・不動産所得など）と合算せずに、単独で超過累進税率により税額計算しますので、税負担が軽減される仕組みになっています（分離課税）。

②住民税

住民税は、翌年課税される仕組みですが、退職所得については、この所得の特殊性から、退職一時金の支払いを受けた年にその年の所得として課税されます。

③退職一時金の税引後の概算手取額（一般退職手当等の場合）

退職所得控除額は勤続年数に基づいて計算されます。下記の表は退職一時金から所得税、復興特別所得税（※）および住民税を差し引いた手取額の概算です。

（※）2013年1月1日から2037年12月31日までに支払を受ける退職一時金には、所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税が課されます。

退職一時金の税引後の概算手取額

退職一時金 勤続年数	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
30年	1,500万円	1,959万円	2,391万円	2,813万円
35年	1,500万円	1,988万円	2,444万円	2,868万円
40年	1,500万円	2,000万円	2,477万円	2,921万円

※所得税と住民税の所得控除の差額およびそのための減額措置、均等割は考慮していません。

※一万円未満切り捨て

退職所得の申告と納税

POINT

- ①退職一時金の支払者(会社・個人事業主)は、退職者に対して支払う退職一時金について、その支給額から所得税・住民税の額を源泉徴収して納税します。
- ②退職者が退職に際して受取る退職一時金は、退職所得となります。この退職所得について、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、原則、確定申告は不要です。
- ③死亡退職金は、原則として相続税の課税対象であるため、源泉徴収はありません。

1 生前退職金の取扱い

退職一時金の支払者(会社・個人事業主)は、退職者に対して支払う退職一時金について、その支給額から次の区分に応じ、それぞれ計算した所得税等の額を源泉徴収して納税します。退職者が受取る退職一時金は、退職所得となり、確定申告は、次の区分に応じます。

退職一時金の支払者の源泉徴収と退職者の確定申告

「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無	退職一時金の支払者の源泉徴収	退職者の確定申告の要否
有	所得税・住民税の額を退職一時金の支給額から源泉徴収します。	原則として確定申告は不要です。
無	退職一時金の支給額に対して一律20.42%の税率により計算した所得税の額を源泉徴収します。 住民税については、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合と同様です。	退職所得について累進税率に基づき計算した所得税額が、源泉徴収された所得税額より大きい場合には、確定申告をしなければなりません。なお、退職所得について累進税率に基づき計算した所得税額が、源泉徴収された所得税額より小さい場合でも、確定申告をすることにより還付を受けることができます。

2 死亡退職金の取扱い

死亡退職を原因として相続人に支給された死亡退職金は、相続税の課税対象となるため、所得税・住民税が課税されることはありません。ただし、死亡後3年を超えてから支給が確定した死亡退職金は、受取った人の一時所得になります。

退職年金にかかる所得税・住民税の計算

POINT

- ①退職年金は、雑所得となり、他の所得（給与所得・不動産所得等）と合算して、所得税を計算します（総合課税）。
- ②退職年金は、公的年金と同じく、みなし必要経費（公的年金等控除）があります。

1 雑所得と税金

退職金を年金方式で受取る場合には、公的年金と同じく雑所得に該当します。

$$\text{年金収入金額} - \text{公的年金等控除額} = \text{雑所得の金額} \quad (\text{次頁参照})$$

雑所得は、退職所得とは異なり、他の所得（給与所得・不動産所得等）と合算して、所得税を計算することになります（総合課税）。

2 退職年金の申告

所得が年金のみの人でも、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除をし、その金額に基づいて計算された税額のある人は、確定申告をしなければなりません。

退職金を年金方式で受取る場合、公的年金等に係る雑所得となります。公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません（ただし、2015年分以降は、原則として全ての公的年金等が源泉徴収されている場合に限りません）。退職年金と公的年金とを受取る方は、合算して判断することとなります。

源泉徴収された所得税額がある場合は、確定申告をすることにより、還付を受けることができるケースもあります。